効果測定解答・解説(損害賠償論)

1. 〇

テキストp.2中ほど②権利侵害(709条)の説明

「権利侵害」とは、より柔軟な概念である「違法性」の徴表であり、かかる「違法性」の有無は被侵害利益の種類と、侵害行為の態様との相関関係によって判断される。例えば、被侵害利益が強固なものであれば、侵害行為の不法性が小さくても「違法性」が認められる。

また、厳密な意味において「権利」でなくても、法律上保護される利益であればよい。

1. ×

テキストp.5中ほどの(a)正当防衛(720条1項)および(b)緊急避難(720条2項)

　飼い犬は民法上「物」であるので、適用が物に限られる、緊急避難(720条2項)が

適用される。

1. 〇

テキストp.6上から4行目

賃貸借契約において自力救済が例外的に許されたケースがある。（東京高判昭和41年9月26日　判例タイムズ202号177頁）（東京高判昭和51年9月28日　判例タイムズ346号198頁）（横浜地昭和63年2月4日　判例時報1288号116頁）

1. ×

テキストp.11下から3行目~p.12

判例 (最判昭和3３・８・5民集12-12-1901) によれば、不法行為により身体を害された者の母が、そのために被害者が生命を害された場合(本条)にも比肩すべき精神上の苦痛を受けたときは、709条と710条に基づいて自己の権利として慰謝料を請求しうる。

1. 〇

テキストp.16 下から8行目。  
講義中、講師が言及された本は、日弁連交通事故相談センター東京支部編の「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」(赤い本と呼ばれる)。東京地裁の実務に基づき賠償額の基準を示し、参考になる判例を掲載している。上巻の基準編、下巻の講演録編のセットで、毎年2月に改訂版を発行している。法曹関係者向けの専門書。